

熊本西環状道路（池上工区）事業に関する効果検証等業務委託 特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

1. 本特記仕様書は、「熊本西環状道路（池上工区）事業に関する効果検証等業務委託」（以下、「本業務」という）に適用する。

第2条 遵守事項

1. 本業務の遂行にあたっては、本特記仕様書によるほか、測量業務共通仕様書（令和6年10月 熊本市）、設計業務等共通仕様書（令和6年10月 熊本市）（以下、共通仕様書）等業務に関係する法令、規則、基準、指針を遵守しなければならない。
2. 本特記仕様書は、本業務に必要な諸元及び資料のうち主要な事項のみを示したものであり、これに記載していない事項でも、技術上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。

第3条 機密の厳守

受託者は、本業務に関する全ての事項について機密を厳守し、他に漏らしたり、転用してはならない。

第4条 業務上の疑義

1. 業務上において不明な点又は疑義を生じた場合は速やかに委託者の指示を受けるものとする。また、その時期を失して手戻りのないように注意しなければならない。
2. 検討及び調査の詳細については、委託者の指示に従うものとする。その他の業務上の質疑及び不明点については調査職員と協議するものとする。

第5条 訂正

業務終了後といえども、成果に誤りがあった場合は、受託者は責任をもって直ちに訂正しなければならない。（電子成果品においても受託者の負担により訂正しなければならない）

第6条 業務計画

受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を提出し、調査職員に提出をしなければならない。また、業務進捗の管理状況を週報（週1回）に記載し、提出しなければならない。週報の提出方法については調査職員と協議すること。業務計画書に記載する事項は以下の通りとする。

- ① 業務概要
- ② 実施方針
- ③ 業務工程
- ④ 業務組織計画
- ⑤ 打合せ計画
- ⑥ 成果物の品質を確保するための計画

- ⑦ 成果物の内容、部数
- ⑧ 使用する主な図書及び基準
- ⑨ 連絡体制（緊急時含む）
- ⑩ 使用する主な機器
- ⑪ その他（行政情報流出防止対策、保険加入等）
- ⑫ 調査職員が指示するもの

第7条 打合せ

本業務の打合せは原則7回（中間打合せ5回を含む）とする。必要に応じて中間打合せが増減する際は、別途協議を行う。

また、打合せを行う場合においては、管理技術者が立ち会うものとし、その結果は受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互確認しなければならない。

- ① 当初打合せ 業務計画書提出時
- ② 中間打合せ 5回
- ③ 最終打合せ 成果品納品時

第8条 検査

受託者は成果品の引き渡しにあたっては期限を厳守し、かつ検査員の検査を受けなければならない。また、成果品の引き渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は受託者の負担において所要の訂正、又は修正を行うこと。

第9条 資料等の貸与

1. 本業務に必要な資料で委託者の所有するものについては貸与する。なお貸与された資料は受託者が責任をもって管理すること。なお、貸与された資料の返却時期については、調査職員と協議すること。
2. 貸与する資料については以下の通り。なお、業務遂行にあたり新たに必要となる資料が明らかになった場合は、調査職員と協議すること。
 - ① 令和3年度一般県道砂原四方寄線外1路線事業評価に伴う将来交通量推計等業務委託
3. 受託者は貸与資料について照査を行い、疑義等がある場合は調査職員と協議すること。

第10条 TECRISの登録

受託者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。また、登録した場合は、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから委

託者にメール送信し、速やかに委託者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第11条 情報共有システムの活用について

本業務は情報共有システム活用の対象業務である。受託者はシステムの利用を希望する場合は、「熊本市情報共有システム活用要領」に基づき、委託者と事前協議を行うこと。

第12条 守秘義務

受託者は、本業務に関する全ての事項について機密を厳守し、他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

第13条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受託者は、業務計画書の実施方針に情報セキュリティに関する対策を記載すること。
2. 受託者は、業務計画書及び共通仕様書に記載された内容を確実に実施するとともに、実施したことを確認できる資料を作成し、調査職員に報告しなければならない。

第14条 ウィークリースタンスについて

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリースタンス」実施要領に基づき、受発注者の協力のもと取り組むものとする。

第15条 保険加入

受託者は、共通仕様書に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示すること。
ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第16条 その他

受託者は、設計図書に記載なき事項で疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議し、その指示に従うこと。

第2章 業務内容

第17条 目的

本業務は、令和7年秋に供用を予定している熊本西環状道路（池上工区）の整備効果を検証し、資料としてとりまとめることを目的とする。なお、供用する路線は次のとおりである。

供用路線名：一般県道砂原四方寄線（池上 熊本駅 IC～花園 IC）L=4.6 km
一般県道池上インター線 L=1.0 km

第18条 計画準備

業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、適正かつ円滑に調査を行うための業務実施方針、処理手順、工程など、業務実施に必要な諸事項を計画し、業務計画書を作成する。また、必要に応じ道路使用許可等の手続きを行うものとする。

第19条 交通現況調査

熊本西環状道路（池上工区）事業の整備において、整備前後の交通状況の変化を把握するため、以下の項目について調査を行う。調査内容、調査地点、調査時間等については下記を予定しているが、事前に調査職員と協議のうえ決定し実施するものとする。調査によって得られたデータは、取りまとめのうえ、入念に照査し提出するものとする。

（1） 現地踏査

各種調査の実施にあたっては、現地踏査を実施し調査目的に合致した調査が可能であるか、調査員・第三者の安全、調査時の周辺状況への影響を確認し、実施計画へ反映するものとする。

（2） 交差点方向別交通量調査（人手観測）

- 1) 調査内容：交差点の方向別（直進、右左折）の車種別交通量観測
- 2) 調査地点：19箇所（別紙1参照）
- 3) 車種区分：4車種（乗用車、バス、普通貨物車、小型貨物車）＋2輪車
- 4) 回数：2回（供用開始前・供用開始1ヵ月後）
- 5) 調査時間：12時間（平日の7～19時）
- 6) 調査時期：別途、調査職員より指示する

（3） 断面交通量調査（機械観測：ビデオ観測・人手計測）

- 1) 調査内容：道路断面の車種別交通量観測
- 2) 調査地点：8箇所（別紙1参照）
- 3) 車種区分：4車種（乗用車、バス、普通貨物車、小型貨物車）＋2輪車
- 4) 回数：2回（供用開始前・供用開始1ヵ月後）
- 5) 調査時間：12時間（平日の7～19時）
- 6) 調査時期：別途、調査職員より指示する

（4） 渋滞長調査（人手観測）

- 1) 調査内容：渋滞長及び通過時間の観測
- 2) 調査地点：13箇所（別紙1参照）
- 3) 回数：2回（供用開始前・供用開始1ヵ月後）
- 4) 調査時間：朝ピーク時（7時～10時）、夕ピーク時（16時～19時） 計6時間

（5） 旅行速度調査

- 1) 調査内容：旅行速度の観測（GPS機器を用いた観測）
- 2) 観測ルート：6ルート（別紙2参照）
- 3) 調査時間：朝ピーク時（7時～10時）、夕ピーク時（16時～19時） 計6時間
- 4) 回数：2回（供用開始前・供用開始1ヵ月後）
- 5) 観測方法：上り・下り別に1時間3サンプルを確保

（6） データの整理・集計

上記（2）～（5）で調査した結果のデータを整理・集計する。

第20条 供用開始1ヵ月後整備効果の整理、公表用資料作成及び供用開始1年後の整備効果立案

第19条の交通現況調査の調査結果や収集データ等を用い、熊本西環状道路（池上工区）事業の整備効果について整理を行う。

また、効果を取りまとめ、交通状況と整備効果（供用開始後1ヶ月）の公表用資料を作成する。Microsoft PowerPoint にて5枚程度（A4）を想定する。この資料については、一般市民に向けた資料となるため、渋滞状況の写真を撮影するなど、開通後の整備効果をより分かりやすく示せるよう工夫する。なお、交通状況と整備効果（供用開始後1ヵ月）の公表用資料においては、令和7年（2025年）12月中旬までに提出するものとする。

供用開始1ヵ月後の交通状況と整備効果を踏まえて、供用開始1年後の整備効果公表に向けて想定される整備効果や必要な調査項目、調査場所等の立案を行う。

第21条 報告書作成

本業務において得られた調査結果や分析内容等についてとりまとめを行い、報告書を作成する。なお、整理した情報は図面や貸与資料を十分に活用し、わかりやすくとりまとめ、本業務に使用した資料、文献等はその出典先を明記すること。

第3章 成果品

第22条 成果品（電子納品）

1. 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
2. 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン（案）（土木編）に基づいて作成することとする。
3. 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R・DVD-R）で2部、印刷製本した成果品を1部提出する。
なお、電子納品の対象外とした書類は、紙媒体により2部提出する。
4. 成果品の提出の際には、「熊本市電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
5. 電子検査に必要なパソコンについては原則受託者が準備することとする。受託者が準備できない場合は、別途協議する。

第23条 提出場所

成果品の提出場所は、熊本市都市建設局土木部道路計画課とする。